

藤原宮第78次（東方官衙地区）発掘調査 現地説明会資料

1995年6月17日
奈良国立文化財研究所
飛鳥藤原宮跡発掘調査部

調査地位置図

I. はじめに

飛鳥藤原宮跡発掘調査部は、1978年の東面大垣、79年の東面北門の調査以来、東方官衙の解明を目的に12次に及ぶ調査を継続してきた。特に1987年度からは内裏に近接した官衙の様子を明らかにすべく、順次計画調査を進めてきたところである。

今回の調査地は、藤原宮大極殿東方250mの水田で、西隣を1992年度（67次）、南隣を1993年度（71次）、市道をはさんだ北方を1983・84年度（38・41・44次）に発掘調査しており、内裏東外郭の東方に南北に並ぶ三つの官衙（北より官衙A・B・Cと仮称）の区画施設と建物群を確認している。このうち最も官衙の様相が明らかになっているのが官衙Bで、過去の4次にわたる調査で、北・西・南辺の区画施設と内部の様子が明らかになっている。

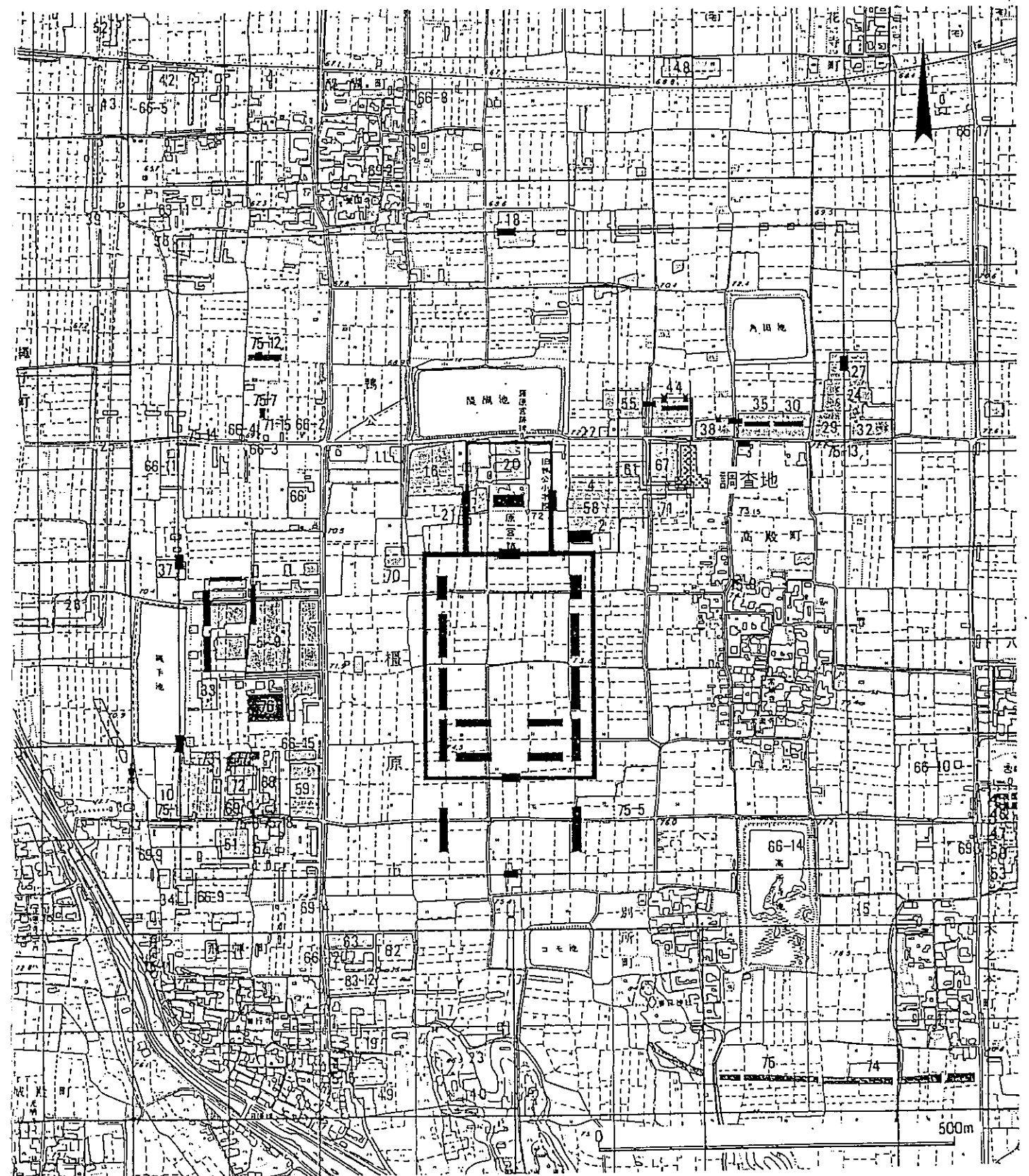
今回の調査地は官衙Bの東辺部にあたり、官衙Bの東を画する施設を検出して官衙Bの全容を解明することを主な目的として、1995年4月から調査を開始し、現在継続中である。調査面積は1,608㎡である。

II. 検出遺構

官衙Bの東辺を区画する掘立柱塀SA3633を、南東隅から20間分（全長53m）検出した。柱間は9尺等間である。東辺に開く門は存在しない。塀の東方には約7m離れて東一坊大路計画線宮内延長部（先行条坊）が南北に走る。路面幅7・5m（25尺）、側溝心々距離9m（30尺）の道路で、道路心から官衙Bの東辺区画塀までの距離は12m（40尺）である。

官衙Bの区画内では、従来確認されていた建物（SB7610・7605・7935）の延長部を検出し、それらの建物規模を確定することができた。また新たに建物1～5を検出し、正殿の北方に南北棟が並列すること、区画の南東部に小型建物が配置されることなどが明らかになった。

さらに官衙区画、先行条坊の存在に制約されない桁行13間の南北二面庇付東西棟建物を検出した。この大型建物は、桁行総長126尺（約37m、9尺等間）で、梁行は身舎が20尺（10尺等間）、庇の出が各12尺（梁行総長約13m）の建物である。この大型建物は、先行条坊である東一坊大路の側溝を埋立てた後に作られ、官衙Bの東辺南北塀が作られる時には取り壊されていることから、官衙造営直前の建物と推定される。現在の畳数に換算して約300畳の広さを持ち、これまでに藤原宮で発見された建物の中でも最大級の建物である。その性格に関しては不明な点が多いが、藤原宮の造営に関わる臨時的な建物であった可能性がある。



藤原宮第78次調査(東方官衙)遺構配置図

検出主要遺構一覧

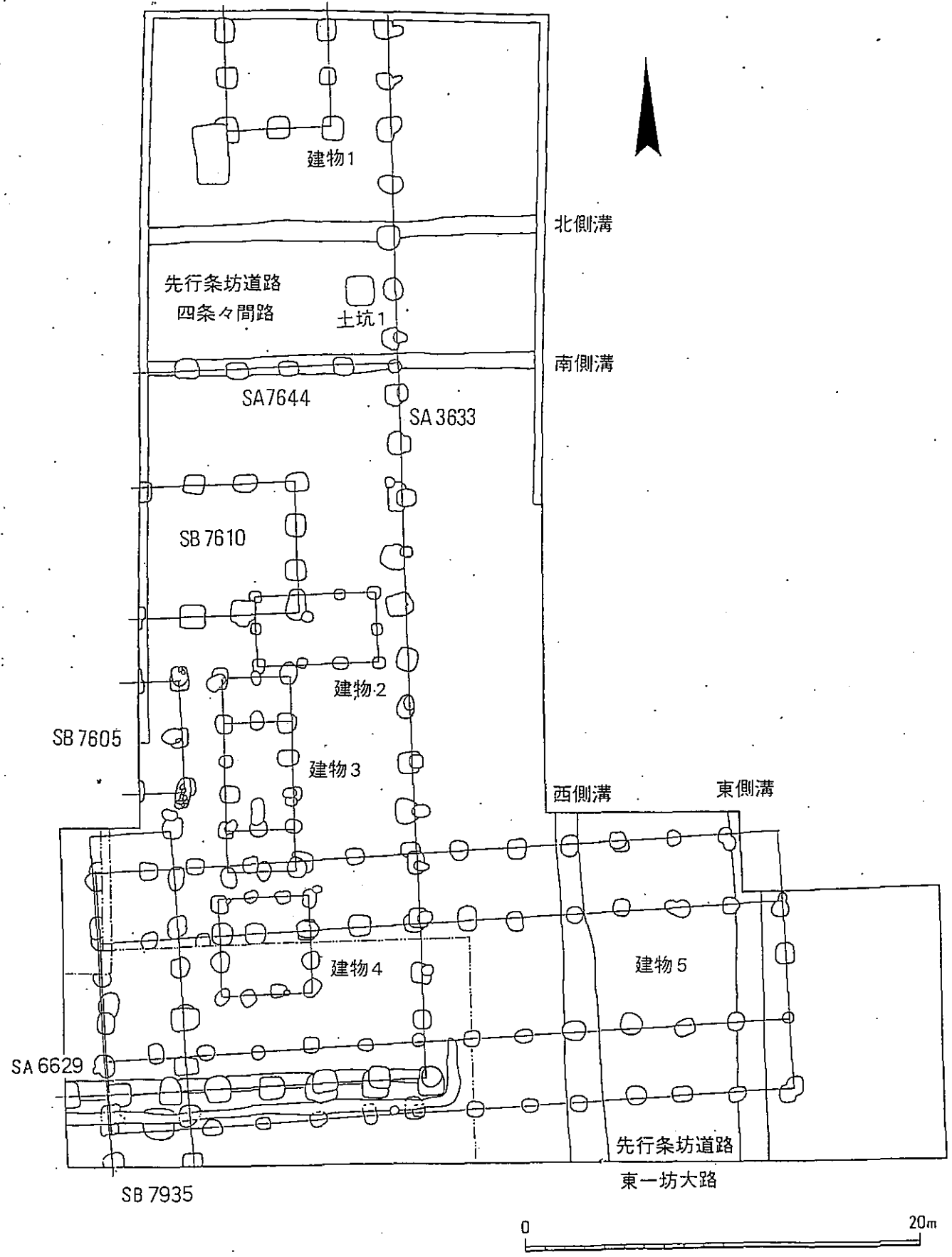
藤原宮前半期				
掘立柱建物	1	東西棟	桁行 3間以上 (総長 27尺以上)	梁行 2間 (総長 18尺)
"	4	南北棟	" 3間 (" 15尺)	" 3間 (" 15尺)
"	SB 7610	東西棟	" 6間 (" 54尺)	" 3間 (" 23尺)
掘立柱塀 SA 3633		南北塀	20間以上 (9尺等間)	官衙B東辺区画塀
"	SA 6629	東西塀	6間以上 (")	官衙B南辺区画塀
"	SA 7644	東西塀	5間以上 (")	官衙B内部分割塀
藤原宮後半期				
掘立柱建物 SA 7605		東西棟	桁行 9間 (総長 75尺)	梁行 2間 (総長 18尺)
藤原宮直前				
掘立柱建物	2	東西棟	桁行 3間 (総長 20尺)	梁行 2間 (総長 12尺)
"	3	南北棟	" 5間 (" 32尺)	" 2間 (" 12尺)
"	5	東西棟	" 13間 (" 117尺)	" 2間 (身舎 20尺)
"	SB 7935	南北棟	" 8間 (" 64尺)	南北2面庇 (庇各 12尺)
四条々間路計画線		東西	路面幅 6m 側溝心々 6・9m	先行条坊
東一坊大路計画線		南北	路面幅 7・5m 側溝心々 9・0m	"

Ⅲ. まとめ

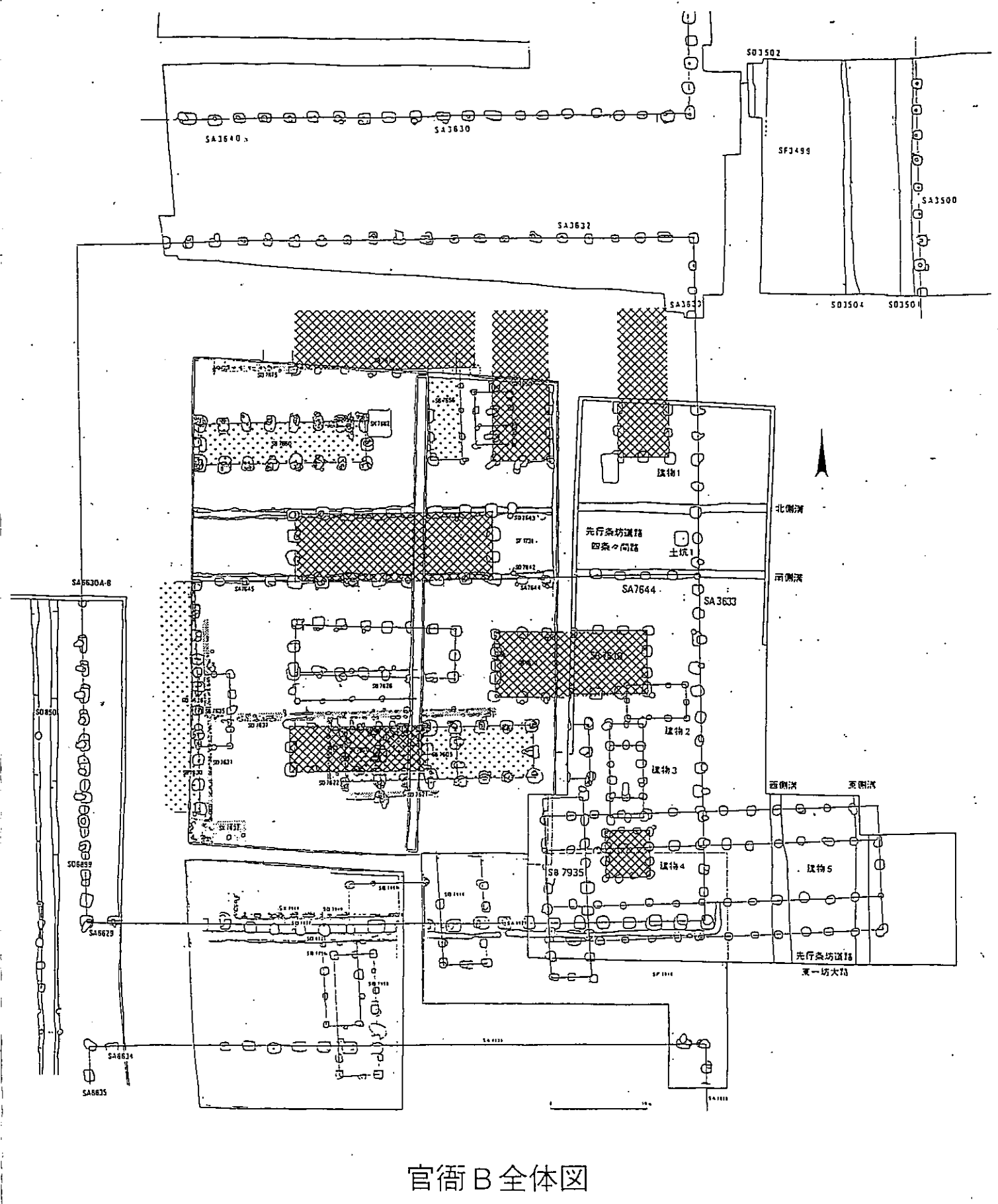
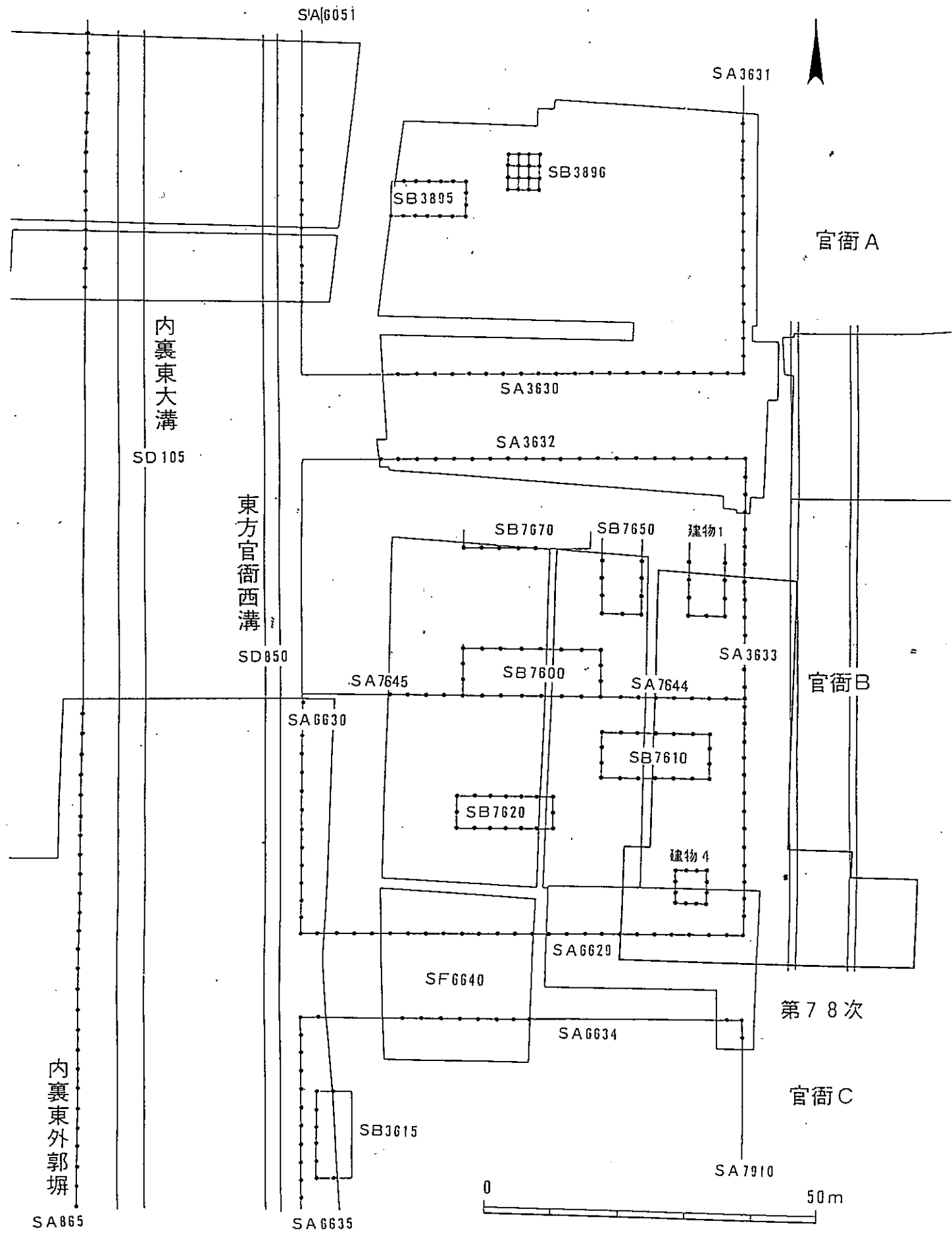
内裏東外郭と東一坊大路計画線(至る北・南面東門)の東西間、三条大路計画線(至る東面北門)と四条大路計画線(至る東面中門)に挟まれた一面には、ほぼ同規模の三つの官衙が南北に並ぶことが判明していたが、今回の調査によって、中央に位置する官衙Bのほぼ全体の調査が完了し、官衙Bの構造と造営計画、変遷などを把握できるようになった。藤原宮の官衙については、これまで馬寮と推定される西方官衙の一面(現鴨公小学校地)しか内容が判明しておらず、今回の調査で律令官制整備期の官衙の全容が明らかになった意義は大きい。

官衙Bは四面を掘立柱塀で区画した南北約7.2m(240尺)、東西約66m(225尺)のやや縦長の長方形の敷地をもつ。その中央に正殿SB7600を配置し、正殿の南側柱列から東西に延びる塀で官衙の内部を南北に二分している。この塀は、先行条坊(四条々間路)の南側溝を埋立てた後に作られている。建物群は正殿に柱筋をあわせ、正殿から等距離に配置されるなど、相互の位置関係に規格性が認められ、全体として極めて高い計画性のもとに造営されていることが判明した。また藤原宮の存続期間内に官衙の大規模な改作があり、藤原宮後半期の官衙Bは、建物配置を大幅に変更するとともに、区画全域に石敷を施して官衙内を舗装したことが明らかになっている。

以上のように今回全容が明らかになった官衙Bは、大極殿・内裏に近接した位置を占め、規格性の高い建物配置や、石敷などの特殊な施設を特徴とすることが明らかになった。官司名を示唆する文字資料などの出土がないために、現段階では官司名の特定はできないが、藤原宮の中でも格の高い官司の役所であった可能性が高いといえよう。



藤原宮期前半の遺構配置復原図



官衙B全体図